投資信託説明書(交付目論見書) 使用開始日:2010.08.15

AMUNDI RESONA GLOBAL BRAND FUND アムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンド

追加型投信/海外/株式 愛称 「ティアラ」



- ●本書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・りそな グローバル・ブランド・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取 引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年8月13日に関東財務局長に提出しており、平成22年8月14日にその効力が生 じております。
- ●ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書) に掲載されております。
- ●投資信託説明書 (請求目論見書) については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者] アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日: 1971年11月22日

1兆6,327億円(2010年6月末現在)

資 本 金: 12億円(2010年3月末現在) 運用する投資信託財産の合計純資産総額: ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者] 株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時までホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

ファンドの目的

ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

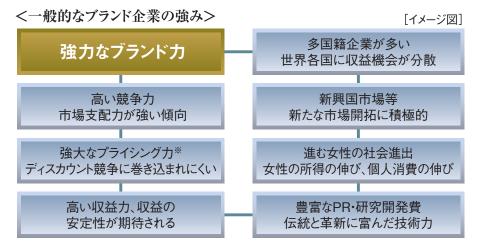
ファンドの特色

1. マザーファンドへの投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。

ブランド企業とは

世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で右のいずれかもしくはすべての要素を備えている企業をいいます。

- ①高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業
- ②高い認知度・知名度を有する企業
- ③伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

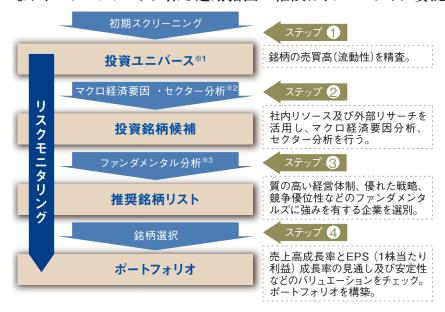


- ※市場環境等(景気、競合他社製品の価格、消費者の需要等)に影響を受けることなく、企業が製品やサービス等に価格を設定することです。
- *左記イメージ図は、一般的なブランド企業のイメージを表すものであり、すべてのブランド企業が左図のすべての要素を備えているとは限りません。
 - また、特定のブランド企業の将来 の株価の上昇や収益の増加を 保証するものではありません。
- ② マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。
- **3** 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4. ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。なお、マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディに委託します。



- ※1 ある一定の運用目的に沿って選別した 投資商品の集合体のことです。
- ※2 セクター(業種)とその業種に属する 企業を調査・分析、将来像と株価の 先行きを予測することです。
- ※3 基礎的条件(財務諸表など)を分析 することで、株価の割安・割高を判断 することです。

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ^{**4}を超え、欧州第3位^{**5}、世界ではトップ・テン^{**6}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

※4 アムンディによる試算。(2010年3月末)

- ※5 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))
- ※6 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

5. ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式*で運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その 資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

6. 主な投資制限

- ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ○株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ◎ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7. 分配方針

毎決算時(原則として5月15日及び11月15日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として 以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます)を含みます)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- ○収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ◆資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではありません。また、ファンドは、預金保険の対象及び保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属することとなります。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

<基準価額の主な変動要因>

● 価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。従って、実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

2 為替変動リスク

ファンドは円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建であり、原則として為替へッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。従って、ファンドの基準価額は、円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

3 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因 (投資リスク) は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド (ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

3. ブランド企業の株式への投資に関する留意点

ファンドはブランド企業の株式を中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があり、十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランド企業も含まれる可能性があります。また、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業の株式に投資する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析及び評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

3. 運用実績

基準日:2010年6月30日



基準価額・純資産の推移 (円) (億円) 16,000 210 ■ 純資産総額(百万円、右軸) 14,000 180 再投資後基準価額(円、左軸) 12,000 基準価額(円、左軸) 150 10.000 120 8,000 90 60 6,000 4,000 30

*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算し、表示して

2008/7/25

2009/7/28

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

2007/7/26

6.299円

0

2010/6/30

5.953百万円

分配の推移

決算月	分配金	
2008年 5月	0円	
2008年 11月	0円	
2009年 5月	0円	
2009年 11月	0円	
2010年 5月	0円	
設定来累計	2,541円	

- *分配金は1万口当たり・税引前です。
- *直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

◆資産構成

2,000

2006/7/28

資 産	比 率
株式	98.36%
その他資産	1.64%
合計	100.00%

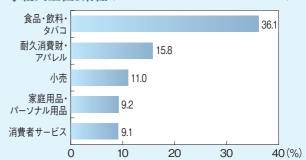
- *比率は純資産総額に対する割合です。
- *その他資産は、現金、未収利息等です。

◆組入上位10銘柄 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

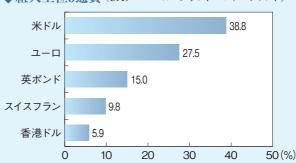
	銘 柄 名	業種	比 率	
1	ネスレ	食品・飲料・タバコ	5.09%	
2	モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン	耐久消費財・アパレル	3.11%	
3	ペプシコ	食品・飲料・タバコ	3.06%	
4	マクドナルド	消費者サービス	3.05%	
5	プロクター・アンド・ギャンブル	家庭用品・パーソナル用品	3.04%	
6	TJX	小売	2.91%	
7	香港上海ホテルズ	消費者サービス	2.90%	
8	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	食品・飲料・タバコ	2.76%	
9	スウォッチ・グループ	耐久消費財・アパレル	2.75%	
10	ディアジオ	食品・飲料・タバコ	2.74%	
	上位10銘柄合計			

*合計53銘柄を組入れています。

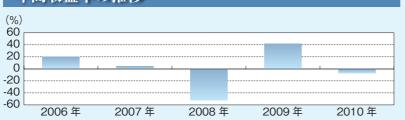
◆組入上位5業種 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



◆組入上位5通貨(CAグローバル・ブランド・マザーファンド)



年間収益率の推移



- *収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
- *2006年は設定日 (7月28日) から年末まで、2010年は1月から6月末までの収益率を 表示しています。
- *ファンドにはベンチマークはありません。

期間別騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	-2.90%
3ヵ月	-10.78%
6ヵ月	-6.79%
1年	13.19%
3年	-40.98%
設定来	-20.63%

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資した ものとして計算しています。従って、実際の投資 家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



お申込みメモ

購 入 単 位	1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込 受 付 不 可 日	東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する 場合には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時**までに購入・換金のお申込みができます。 ※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了 したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱 いとなります。
購入の申込期間	平成22年8月15日から平成23年8月14日までとします。 申込 (継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他や むを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金 の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日:平成18年7月28日)
繰上 償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年5月15日及び11月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合は、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の計算期間末ごと及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料

本書作成日現在、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

詳しくは販売会社にお問合せください。

信託財産留保額

ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)

ファンドの	信託報酬率			
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	
100 億円以下の部分	年率0.945%	年率0.840%	年率0.084%	
	(税抜 0.90%)	(税抜 0.80%)	(税抜 0.08%)	
100 億円超	年率0.840%	年率0.945%	年率0.084%	
200 億円以下の部分	(税抜 0.80%)	(税抜 0.90%)	(税抜 0.08%)	
200 億円超の部分	年率0.735%	年率1.050%	年率0.084%	
	(税抜 0.70%)	(税抜 1.00%)	(税抜 0.08%)	

毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

委託会社がアムンディに支払う日々の報酬額は、信託財産の純資産総額に以下の報酬率を乗じて 得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

ファンドの純資産総額	報酬率
100 億円以下の部分	年率 0.27%以内
100 億円超 200 億円以下の部分	年率 0.24%以内
200 億円超の部分	年率 0.21%以内

その他の費用・チ数料

実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用及び1回当たり85万円(税込)(有価証券届出書提出日現在)を上限とする監査費用等をご負担いただきます。

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成22年6月末時点のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

